平成２９年（フ）第６１号
島根県出雲市今市町2008番地38　市営一の谷住宅242
債務者　永島むつみ
１　決定年月日時　平成29年12月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第９１号
北海道北見市春光町７丁目６番30号
債務者　太田　伸之
１　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第３２５号
函館市神山３丁目２番６号
債務者　京屋　佳子（旧姓堀川）
１　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３４３号
北海道北斗市中野通３丁目11番20号
債務者　桶　　友紀
１　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３４６号
函館市西旭岡町３丁目239番地２　養護老人ホーム　まろにえ
債務者　藤田　廣一
１　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３５１号
函館市高松町322番地
債務者　堀　由美子
１　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１０４号
山形県南陽市宮内2518番地の３
債務者　山田　啓喜
１　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第１０７号
山形県米沢市春日４丁目３番53号
債務者　井上恵津子
１　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第１８１３号
北海道千歳市富丘２丁目13番12号
債務者　林　　芳実
１　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１３７号
北海道江別市野幌住吉町36番地の７　レオパレス105
債務者　官澤　　仁
１　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１５３号
札幌市西区二十四軒２条７丁目３番１－203号
債務者　日下部和隆
１　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２０４号
札幌市南区藤野２条７丁目５番１号　グループホーム藤野の杜
債務者　北上　京子
１　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２２２号
札幌市西区山の手２条８丁目２番20号　アイ・ルームリハレⅡ－301号
債務者　鈴木　芳孝
１　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２４１号
札幌市厚別区厚別中央４条５丁目４番１－306号
債務者　平原千恵子（旧姓都築）
１　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４４号
釧路市貝塚４丁目８番１号　貝塚ハイツ201号
債務者　川村　　望（旧姓渡辺）
１　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２４９号
釧路市昭和中央１丁目19番22号　サンアイハイツＡ　Ｂ号室
債務者　棟方　寿美
１　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２３９号
群馬県高崎市吉井町南陽台２丁目９番地10
債務者　田代　道拡
１　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部